



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 9 月13日 (木曜日) 第 2420 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>規 則</b></p> <p>○災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1</p> <p><b>告 示</b></p> <p>○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…… (障害福祉課) 2</p> <p><b>公 告</b></p> <p>○入会林野整備計画の適当の決定 (2 件) …… (山村・林振興課) 2</p> <p>○大規模小売店舗の変更に関する届出 (3 件) … (商業支援課) 3</p> <p>○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…… (管理課) 6</p> <p>○入札公告 (3 件) …… 7</p> | 頁 | <p>○落札者等の公告…… 9</p> <p><b>病院局公告</b></p> <p>○落札者等の公告……10</p> <p><b>教育委員会規則</b></p> <p>○県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則……10</p> <p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出……11</p> <p>○解散した政治団体の収支報告書の要旨……12</p> <p>○資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出……13</p> |
|--|---|---|

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年 9 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第41号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
|--|---|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------|------------------------|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-----|--|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------|---|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 別表第 1 (第 3 条関係)<br>政令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間  | 別表第 1 (第 3 条関係)<br>政令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間                               |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| 1 収容施設の供与  | 1 収容施設の供与   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| (1) [略]  | (1) [略]   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| (2) 応急仮設住宅   | (2) 応急仮設住宅  |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| ア [略]  | ア [略]   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,387,000</u> 円以内とすること。  | イ 応急仮設住宅の 1 戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、 <u>2,401,000</u> 円以内とすること。 |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| ウ～キ [略]  | ウ～キ [略]   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| 2 [略]  | 2 [略]   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与   | 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与  |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| (1)・(2) [略]  | (1)・(2) [略]   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とすること。   | (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とすること。            |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。  | なお、季別は災害発生の日をもって決定すること。   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯  | ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯   |         |         |         |         |         |                        |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>季 別</th> <th>期 間</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏</td> <td>[略]</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 季 別   | 期 間     | 1 人 世 帯 | 2 人 世 帯 | 3 人 世 帯 | 4 人 世 帯 | 5 人 世 帯                | 6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額 | 夏 | [略] | 17,300 | 22,300 | 32,800 | 39,300 | 49,800 | [略] | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>季 別</th> <th>期 間</th> <th>1 人 世 帯</th> <th>2 人 世 帯</th> <th>3 人 世 帯</th> <th>4 人 世 帯</th> <th>5 人 世 帯</th> <th>6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏</td> <td>[略]</td> <td>17,200</td> <td>22,200</td> <td>32,700</td> <td>39,200</td> <td>49,700</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 季 別 | 期 間 | 1 人 世 帯 | 2 人 世 帯 | 3 人 世 帯 | 4 人 世 帯 | 5 人 世 帯 | 6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額 | 夏 | [略] | 17,200 | 22,200 | 32,700 | 39,200 | 49,700 | [略] |
| 季 別  | 期 間   | 1 人 世 帯 | 2 人 世 帯 | 3 人 世 帯 | 4 人 世 帯 | 5 人 世 帯 | 6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額 |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| 夏  | [略]   | 17,300  | 22,300  | 32,800  | 39,300  | 49,800  | [略]                    |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| 季 別  | 期 間   | 1 人 世 帯 | 2 人 世 帯 | 3 人 世 帯 | 4 人 世 帯 | 5 人 世 帯 | 6 人以上 1 人 を増すごとに 加算する額 |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |
| 夏  | [略]   | 17,200  | 22,200  | 32,700  | 39,200  | 49,700  | [略]                    |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |  |     |     |         |         |         |         |         |                        |   |     |        |        |        |        |        |     |

|   |   |        |        |        |        |        |  |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 季 | ] | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |  |
| 冬 |   | 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,400 | 75,900 |  |
| 季 |   | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |  |

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

| 季 別 | 期 間 | 1人<br>世帯 | 2人<br>世帯 | 3人<br>世帯 | 4人<br>世帯 | 5人<br>世帯 | 6人以上1人<br>を増すごとに<br>加算する額 |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|---------------------------|
| 夏   | [略] |          |          |          |          | 17,500   | [略]                       |
| 冬   |     |          |          | 16,900   | 20,000   | 25,400   |                           |
| 季   |     |          |          | 円        | 円        | 円        |                           |

(4) [略]

4～11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用はロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,200円 以内とすること。

(3) [略]

13 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第1の1の(2)のイの規定は、平成24年4月6日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 615号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 医師の氏名 | 従事する医療機関      |     | 診療科目  | 指定年月日     |
|-------|---------------|-----|-------|-----------|
|       | 名称            | 所在地 |       |           |
| 安藤 誠  | 県立延岡病院        | 延岡市 | 循環器内科 | 平成24年9月1日 |
| 上田 集宣 | 医療法人尚生会上田内科   | 小林市 | 循環器内科 | 平成24年9月1日 |
| 高屋 剛  | 都城市郡医師会病院     | 都城市 | 外科    | 平成24年9月1日 |
| 野村 正孝 | 医療法人社団聖山会川南病院 | 川南町 | 内科    | 平成24年9月1日 |

|   |   |        |        |        |        |        |  |
|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--|
| 季 | ] | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |  |
| 冬 |   | 28,500 | 36,900 | 51,400 | 60,200 | 75,700 |  |
| 季 |   | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |  |

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

| 季 別 | 期 間 | 1人<br>世帯 | 2人<br>世帯 | 3人<br>世帯 | 4人<br>世帯 | 5人<br>世帯 | 6人以上1人<br>を増すごとに<br>加算する額 |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|---------------------------|
| 夏   | [略] |          |          |          |          | 17,400   | [略]                       |
| 冬   |     |          |          | 16,800   | 19,900   | 25,300   |                           |
| 季   |     |          |          | 円        | 円        | 円        |                           |

(4) [略]

4～11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用はロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 133,900円 以内とすること。

(3) [略]

13 [略]

公 告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第 126号）第6条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第6条第4項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び日之影町役場において、平成24年10月15日までの間公衆の縦覧に供する。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称  
立山地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地  
日之影町大字七折5321番地
- 3 代表者の住所及び氏名  
日之影町大字七折5321番地  
松田 博喜

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を適当と決定した。

なお、同法第6条第4項の規定により、当該入会林野整備計画書の写しを宮崎県環境森林部山村・木材振興課及び日之影町役場において、平成24年10月15日までの間公衆の縦覧に供する。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称  
平崎地区入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地  
日之影町大字七折6038番地
- 3 代表者の住所及び氏名  
日之影町大字七折6038番地  
佐藤 貴

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン都城ショッピングセンター  
都城市早鈴町1990番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号  
スナップス販売株式会社 代表取締役 成岡富士夫  
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地  
株式会社ニューステップ 代表取締役 岩田愛一郎  
東京都中央区新川1丁目22番15号  
株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏  
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号  
株式会社コックス 代表取締役 萩原久示  
東京都江東区新大橋1丁目8番11号  
株式会社キッドラボ 代表取締役 狩谷輝明  
大阪府吹田市江坂町5丁目15番1号  
愛眼株式会社 代表取締役 佐々栄治  
大阪府大阪市天王寺区大道4丁目9番12号  
株式会社ソノヤ 代表取締役 山下利明  
大分県中津市新博多町1723番地の1

有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子  
都城市中町13街区1号

鎌田茶業株式会社 代表取締役 鎌田博文  
都城市今町7513番地

株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二

東京都新宿区新宿1丁目19番10号

アイメディア株式会社 代表取締役 米又幹光  
広島県広島市東区光町1丁目10番19号

株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘  
佐賀県佐賀市唐人一丁目5番44号

有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛  
都城市上町6街区8号

株式会社谷呉服店 代表取締役 谷重臣  
福岡県筑紫野市二日市中央2丁目3番2号

株式会社キャンパス 代表取締役 山本悦二  
福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号

株式会社グローブ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎

宮崎市柳丸町 156番地1

株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一  
宮崎市港東一丁目7番1号

株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋義雄  
宮崎市橋通東3丁目5番24号

ヒューズ有限会社 代表取締役 鶴丸秀治  
鹿児島県鹿屋市札元1丁目15番28号

株式会社多津屋 代表取締役 松田祥吾  
長崎県長崎市浜町4番4号

株式会社ワールドリビングスタイル 代表取締役 西川信一

東京都目黒区中目黒1丁目8番1号

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
代表取締役 菊池敬一

愛知県愛知郡長久手町大字長湫上鴨田12番地1

株式会社オンワードホールディングス 代表取締役 水野健太郎

東京都中央区日本橋3丁目10番5号

株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年  
東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号

株式会社BANGCARD 代表取締役 茶園裕之  
鹿児島県鹿児島市堀江町11丁目1番1002号

株式会社キング 代表取締役 山田幸雄  
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1号

株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山誠  
北海道札幌市東区北二五条東14丁目3番8号

(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

株式会社ワールド 代表取締役 寺井秀藏  
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1

株式会社コックス 代表取締役 池内清和  
東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号

クローズアップ・ソノヤ株式会社 代表取締役 森崎郁夫

大分県中津市新博多町1723番地の1

有限会社ラ・ヴィー 代表取締役 瀬戸山貴子  
 都城市中町13街区1号  
 鎌田茶業株式会社 代表取締役 鎌田博文  
 都城市今町7513番地  
 株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二  
 東京都杉並区西荻北二丁目28番7号  
 株式会社ギャザー 代表取締役 石丸良弘  
 佐賀県佐賀市唐人一丁目5番44号  
 有限会社都城金海堂 代表取締役 中村吉寛  
 都城市上町6街区8号  
 株式会社谷呉服店 代表取締役 谷もと子  
 福岡県筑紫野市二日市中央二丁目3番2号  
 株式会社キャンパス 代表取締役 山本長作  
 福岡県北九州市小倉南区下曾根一丁目14番19号  
 株式会社グローズ・プロダクツ 代表取締役 内田五郎  
 宮崎市柳丸町 156番地1  
 株式会社テツカ 代表取締役 手塚剛一  
 宮崎市港東一丁目7番1号  
 株式会社サンイトミヤ 代表取締役 五嶋勝代  
 宮崎市橋通東三丁目5番24号  
 ヒューズ有限会社 代表取締役 鶴丸秀治  
 鹿児島県鹿屋市札元一丁目15番28号  
 株式会社多津屋 代表取締役 松田祥吾  
 長崎県長崎市浜町4番4号  
 株式会社サダマツ 代表取締役 貞松隆弥  
 長崎県大村市本町 458番地9  
 株式会社ワールドリビングスタイル 代表取締役 西川信一  
 東京都目黒区中目黒一丁目8番1号  
 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
 代表取締役 白川篤典  
 愛知県名古屋市中東区上社一丁目 901番地  
 株式会社オンワード樫山 代表取締役 馬場昭典  
 東京都中央区京橋一丁目7番1号  
 株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年  
 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号  
 株式会社音の岩泉 代表取締役 栗山誠  
 北海道札幌市東区北二十五条東十四丁目3番8号  
 株式会社オンデーズ 代表取締役 田中修治  
 東京都豊島区西池袋一丁目15番7号  
 株式会社アイ・ティー・ケイ 代表取締役 木野正則  
 都城市太郎坊町7752番地1  
 株式会社キタムラ 代表取締役 北村正志  
 高知県高知市本町四丁目1番16号  
 中川貴  
 都城市葦原町1880番地1  
 株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実  
 東京都渋谷区神南一丁目11番5号  
 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

有限会社バレス宮崎 代表取締役 松山順一  
 都城市上東町5号7番  
 有限会社アイアイ企画 代表取締役 美濃田浩  
 熊本県下益城郡美里町坂貫 227番地

- 4 変更の年月日  
平成24年5月10日
  - 5 変更する理由
    - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
建物設置者の代表者交替のため
    - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
小売業者入れ替えのため
  - 6 届出年月日  
平成24年7月20日
  - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
    - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
    - (2) 期間  
平成24年9月13日から平成25年1月15日まで
  - 8 意見書の提出先及び期間
    - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
    - (2) 期間  
平成24年9月13日から平成25年1月15日まで
  - 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。  
 平成24年9月13日  
 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ宮崎花ヶ島  
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和リース株式会社 代表取締役 森田俊作  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
  - 3 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 小島章利  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
株式会社イエローハット 代表取締役 鍵山幸一



郎

東京都目黒区青葉台2丁目19-10  
株式会社ミドリ薬品 代表取締役 百崎栄一  
鹿児島県鹿児島市東開町5-12  
株式会社アイティ 代表取締役 北林輝男  
延岡市愛宕町3丁目37番

(変更後)株式会社コジマ 代表取締役 寺崎悦男  
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
株式会社イエローハット 代表取締役 堀江康生  
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号  
株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 渡邊孝男  
鹿児島県鹿児島市東開町8-8  
株式会社アイティ 代表取締役 池上武博  
延岡市愛宕町3丁目37番

## 4 変更の年月日

平成22年2月16日 株式会社コジマ 代表者変更  
平成20年10月1日 株式会社イエローハット 代表者変更  
平成21年6月8日 株式会社イエローハット 住所変更  
平成24年4月1日 株式会社マツモトキヨシ九州販売 名称変更  
平成23年10月1日 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表者変更  
平成20年11月25日 株式会社マツモトキヨシ九州販売 住所変更  
平成22年1月1日 株式会社アイティ 代表者変更

## 5 変更した理由

小売業者の名称、代表者、住所の変更のため

## 6 届出年月日

平成24年8月23日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成24年9月13日から平成25年1月15日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

## (2) 期間

平成24年9月13日から平成25年1月15日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日

から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン都城ショッピングセンター  
都城市早鈴町1990番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ① 駐車場の位置及び収容台数

|                   |        |
|-------------------|--------|
| (変更前) 建物周辺部(駐車場A) | 718台   |
| 建物南側(駐車場B)        | 132台   |
| 建物内(駐車場C)         | 426台   |
| 建物屋上(駐車場D)        | 526台   |
| 合計                | 1,802台 |
| (変更後) 建物周辺部(駐車場A) | 696台   |
| 建物内(駐車場C)         | 414台   |
| 建物屋上(駐車場D)        | 409台   |
| 合計                | 1,519台 |

## ② 駐輪場の位置及び収容台数

|                  |      |
|------------------|------|
| (変更前) 建物北側(駐輪場A) | 30台  |
| 建物北側(駐輪場B)       | 90台  |
| 建物西側(駐輪場C)       | 300台 |
| 建物南側(駐輪場D)       | 81台  |
| 建物東側(駐輪場E)       | 80台  |
| 建物東側(駐輪場F)       | 150台 |
| 合計               | 731台 |
| (変更後) 建物北側(駐輪場A) | 30台  |
| 建物北側(駐輪場B)       | 90台  |
| 建物西側(駐輪場C)       | 306台 |
| 建物南側(駐輪場D)       | 55台  |
| 建物東側(駐輪場E)       | 80台  |
| 建物東側(駐輪場F)       | 170台 |
| 合計               | 731台 |

## ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

|                        |        |
|------------------------|--------|
| (変更前) 建物南側(廃棄物等保管施設A)  | 49.5㎡  |
| 建物内南側(廃棄物等保管施設B)       | 120.0㎡ |
| 合計                     | 169.5㎡ |
| (変更後) 建物内南側(廃棄物等保管施設A) | 33.1㎡  |
| 建物内南西側(廃棄物等保管施設B)      | 134.8㎡ |
| 合計                     | 167.9㎡ |

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

|            |
|------------|
| (変更前) 午前9時 |
| (変更後) 午前7時 |

## ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

|                       |
|-----------------------|
| (変更前) 午前8時30分～午前0時30分 |
| (変更後) 午前6時30分～午前0時30分 |

## ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (変更前) 駐車場A、C、D(建物敷地北側、南側及び西側) | 4箇所 |
|-------------------------------|-----|

|  |   |
|--|---|
| <p>駐車場 B (建物敷地北側及び南側) 5 箇所<br/>合計 9 箇所<br/>(変更後) 駐車場 A、C、D (建物敷地北側、南側及び西側) 3 箇所<br/>合計 3 箇所</p> <p>4 変更する年月日<br/>平成24年 7月21日 (大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯)<br/>平成25年 3月21日 (駐車場の位置及び収容台数、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場の自動車の出入口の数及び位置)</p> <p>5 変更する理由<br/>営業施策のため</p> <p>6 届出年月日<br/>平成24年 7月20日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間<br/>(1) 場所<br/>宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城</p> | <p>県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間<br/>平成24年 9月13日から平成25年 1月15日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間<br/>(1) 提出先<br/>宮崎県商工観光労働部商業支援課<br/>(2) 期間<br/>平成24年 9月13日から平成25年 1月15日まで</p> <p>9 意見書の記載事項<br/>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。<br/>平成24年 9月13日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> |
|--|---|

| 処分を受けた建設業者             |                          |        |                    | 処分の内容 |  | 処分の原因となつた事実           | 処分をした年月日           |
|------------------------|--------------------------|--------|--------------------|-------|--|-----------------------|--------------------|
| 許可番号                   | 商号又は名称                   | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地         | 許可の区分 | 取り消した業種  |                       |                    |
| 宮崎県知事許可 (般-24)第1328号   | (株)内村商店                  | 内村 時雄  | 宮崎県宮崎市淀川 1-2-13    | 一般    | 鉄筋工事業  | 平成24年 7月18日付けで廃業した旨の届 | 平成24年 7月18日 (一部廃業) |
| 宮崎県知事許可 (般-20)第7709号   | (有)丸岡工業                  | 岡元 至   | 宮崎県都城市都島1252-5     | 一般    | 建築工事業、管工事業   | 平成24年 7月20日 "         | 平成24年 7月20日 (一部廃業) |
| 宮崎県知事許可 (般-19)第1135号   | 日高建設(株)                  | 日高 正廣  | 宮崎県東諸県郡国富町大字嵐田2011 | 一般    | 土工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業                      | 平成24年 7月27日 "         | 平成24年 7月27日 (全廃業)  |
| 宮崎県知事許可 (特-19)第1374号   | (株)上山組                   | 上山 一政  | 宮崎県小林市野尻町東麓1038-14 | 特定    | 土工事業、建築工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業 | 平成24年 7月17日 "         | 平成24年 7月17日 (全廃業)  |
| 宮崎県知事許可 (般-19)第1702号   | 大松工務店                    | 松浦 安雄  | 宮崎県西都市大字清水285      | 一般    | 建築工事業、大工工事業  | 平成24年 7月31日 "         | 平成24年 7月31日 (全廃業)  |
| 宮崎県知事許可 (般-21)第2200号   | (株)安藤土木                  | 安藤 久美  | 宮崎県延岡市細見町3437-1    | 一般    | 土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業                         | 平成24年 7月6日 "          | 平成24年 7月6日 (全廃業)   |
| 宮崎県知事許可 (般-22)第9278号   | (有)戸田工務店                 | 戸口田 征哉 | 宮崎県宮崎市西池町 2-29     | 一般    | 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業  | 平成24年 7月23日 "         | 平成24年 7月23日 (全廃業)  |
| 宮崎県知事許可 (般-23)第9887号   | インテリアプランナーオフィスアーバンビルド(有) | 長田 かつみ | 宮崎県日向市梶木町 1-2      | 一般    | 建築工事業  | 平成24年 7月10日 "         | 平成24年 7月10日 (全廃業)  |
| 宮崎県知事許可 (般-19)第 12419号 | (有)佐々木建設                 | 佐々木 賢次 | 宮崎県宮崎市霧島 4-3       | 一般    | 建築工事業  | 平成24年 7月12日 "         | 平成24年 7月12日 (全廃業)  |

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

- ア トラクター 1台
- イ ロールベラー 1台
- ウ ベールカッター 1台
- エ ロータリー 1台
- オ ジャイロレーキ 1台
- カ フォーレージハーベスター 1台
- キ トラクター 1台
- ク フロントローダー 1台
- ケ フロントローダー 1台

## (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

## (3) 納入期限 平成25年1月11日

## (4) 納入場所 宮崎県立小林秀峰高等学校

## (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

## (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

## (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成24年10月17日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

## (2) 期間 平成24年9月13日から平成24年10月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

## (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

## (2) 期間 平成24年9月13日から平成24年10月24日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

## (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当

## (2) 提出期限 平成24年10月24日午後2時(郵便にあっては、平成24年10月23日午後5時必着)

## (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)によること。

## 6 開札の場所及び日時

## (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

## (2) 日時 平成24年10月24日午後2時

## 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 8 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 その他

## (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

## (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Tractor, Round baler, Bale cutter, Rotary, Gyro rake, Forage harvester, Tractor, Front loader and Front loader

## (2) Time limit for tender: 2:00 p.m.24 October 2012

## (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7208

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年9月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 借入物品及び数量 宮崎県工業技術センター(宮崎県食品開発センターを含む。)で使用するLAN用サーバ及び業務用パソコン一式(サーバ、クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付け工事等)

## (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

## (3) 契約期間 平成24年12月1日から平成29年11月30日まで(60月)

## (4) 納入場所 宮崎県工業技術センター(宮崎県食品開発センターを含む。) 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 郵便番号 880-0303 電話番号0985(74)4311

## (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額

は、賃貸料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成 24 年宮崎県告示第 163 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス (役務の提供) に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理 (システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有すると認められる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 24 年 10 月 12 日までに提出しなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県工業技術センター管理課 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 郵便番号 880-0303 電話番号 0985 (74) 43 11

(2) 期間 平成 24 年 9 月 13 日から平成 24 年 10 月 25 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間

(1) 場所 宮崎県工業技術センター管理課

(2) 期間 平成 24 年 9 月 13 日から平成 24 年 10 月 24 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県工業技術センター管理課

(2) 提出期限 平成 24 年 10 月 25 日午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。

7 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県工業技術センター中研修室

(2) 日時 平成 24 年 10 月 26 日午前 10 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県工業技術センター管理課 宮崎市佐土原町東上那珂 165 00-2 郵便番号 880-0303 電話番号 0985 (74) 4311

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Client Personal computer For Local Area Network, Iset to be used in Miyazaki Prefecture Industrial Technology Center and Miyazaki Prefecture Foods Development Center

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 25 October, 2012

(3) Contact point for the notice: Miyazaki Prefecture Industrial Technology Center, 16500-2 Higashikaminaka, Sadowara Town, Miyazaki City, 880-0303 Japan. TEL: 0985-74-4311

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 24 年 9 月 13 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 LAN 用端末機器等 一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成 25 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(4) 納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (1) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項



- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格要件
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種のうち、営業種目が電算業務又は賃貸業務であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者であっても、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。
- ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。
- イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。
- ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。
- (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者
- (イ) 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 提出期限 平成24年10月22日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成24年10月26日(金)までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成24年9月13日(木)から平成24年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成24年9月13日(木)から平成24年10月22日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成24年10月30日(火)午後2時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部署
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be Lease :Personal computers of Miyazaki Pref. Police WAN System, Iset
- (2) Time limit for tender : 2:00 p.m. 30 Oct,2012
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters,1-8-28 Asahi,Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110
- 落札者等の公告**
- 一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
- 平成24年9月13日
- 宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
農業高校教育用コンピュータ賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 24 年 7 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
(1) 西日本電信電話株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市広島 1 丁目 5 番 3 号  
(2) N T T ファイナンス株式会社南九州支店 熊本県熊本市中央区花畑町 4 番 1 号
- 5 落札金額  
32,879,700 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成 24 年 5 月 24 日

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成 24 年 9 月 13 日  
宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 落札に係る購入物品及び数量  
医療情報端末機器 (パソコン等) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札者を決定した日  
平成 24 年 8 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士電機 I T ソリューション株式会社 宮崎市江平西 1 丁目 3 番 6 号
- 5 落札金額  
229,950,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成 24 年 6 月 28 日

### 病院局公告

落札者等の公告

### 教育委員会規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 9 月 13 日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

#### 宮崎県教育委員会規則第 7 号

##### 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則 (昭和 54 年宮崎県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後                 |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
|--|---------------------|----------|-----|--|--------------|---------|-----|--|-------|----------|----------|-----|--|--|--------------|-----|--|-----|--|--|--|-------|---|-----|--|--------------|---------------------|-----|--|-------|----------|----------|-----|--|--|--------------|-----|--|--------------|------------|--|-----|--|--|
| <p>(部及び専攻科)</p> <p>第 2 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> <th style="width: 50%;">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立児湯るびなす支援学校</td> <td>小学部、中学部</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第 3 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 校 名</th> <th style="width: 33%;">高等部に置く学科</th> <th style="width: 33%;">専攻科に置く学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日向ひまわり支援学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学 校 名               | 部        | [略] |  | 県立児湯るびなす支援学校 | 小学部、中学部 | [略] |  | 学 校 名 | 高等部に置く学科 | 専攻科に置く学科 | [略] |  |  | 県立日向ひまわり支援学校 | [略] |  | [略] |  |  | <p>(部及び専攻科)</p> <p>第 2 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校に、同表右欄に掲げる部を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> <th style="width: 50%;">部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立児湯るびなす支援学校</td> <td>小学部、中学部、<u>高等部</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(学科)</p> <p>第 3 条 次の表の左欄に掲げる県立特別支援学校の高等部に、同表中欄に掲げる学科を置き、高等部の専攻科に同表右欄に掲げる学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">学 校 名</th> <th style="width: 33%;">高等部に置く学科</th> <th style="width: 33%;">専攻科に置く学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立日向ひまわり支援学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県立児湯るびなす支援学校</td> <td><u>普通科</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学 校 名 | 部 | [略] |  | 県立児湯るびなす支援学校 | 小学部、中学部、 <u>高等部</u> | [略] |  | 学 校 名 | 高等部に置く学科 | 専攻科に置く学科 | [略] |  |  | 県立日向ひまわり支援学校 | [略] |  | 県立児湯るびなす支援学校 | <u>普通科</u> |  | [略] |  |  |
| 学 校 名  | 部                   |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 県立児湯るびなす支援学校   | 小学部、中学部             |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 学 校 名  | 高等部に置く学科            | 専攻科に置く学科 |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 県立日向ひまわり支援学校   | [略]                 |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 学 校 名  | 部                   |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 県立児湯るびなす支援学校   | 小学部、中学部、 <u>高等部</u> |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 学 校 名  | 高等部に置く学科            | 専攻科に置く学科 |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 県立日向ひまわり支援学校   | [略]                 |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| 県立児湯るびなす支援学校   | <u>普通科</u>          |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |
| [略]  |                     |          |     |  |              |         |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |     |  |  |  |       |   |     |  |              |                     |     |  |       |          |          |     |  |  |              |     |  |              |            |  |     |  |  |

#### 附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月13日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

## 1 設立届

○政党

| 政治団体の名称                  | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地                    | 届出年月日        |
|--------------------------|---------|-----------|-------------------------------|--------------|
| 自由民主党宮崎県宮崎市第一支部          | 右 松 隆 央 | 右 松 真 紀 子 | 宮崎市大橋 2 丁目29                  | 平成24年 7 月17日 |
| 国民の生活が第一宮崎県参議院選挙区第 1 総支部 | 外 山 齋   | 神 村 武     | 宮崎市松橋 1 丁目16-11<br>カルナコート 1 F | 平成24年 7 月25日 |

○その他の政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日        |
|------------|---------|----------|------------------|--------------|
| スマイルシティ研究会 | 池 田 宜 永 | 前 田 公 友  | 都城市若葉町92号 1 番地15 | 平成24年 7 月27日 |

## 2 異動届

○政党

| 政治団体の名称         | 異 動 事 項    | 異 動 後                 | 異 動 前              | 届出年月日         |
|-----------------|------------|-----------------------|--------------------|---------------|
| 自由民主党宮崎県児湯郡第三支部 | 主たる事務所の所在地 | 児湯郡高鍋町大字南高鍋 6945      | 児湯郡高鍋町大字高鍋町 648番地  | 平成24年 6 月14日  |
| 自由民主党宮崎県遺族会支部   | 代 表 者      | 藤 安 澄 夫               | 湯 地 敏 郎            | 平成24年 7 月 3 日 |
| 自由民主党門川町支部      | 主たる事務所の所在地 | 東白杵郡門川町大字門川 尾末5494- 1 | 東白杵郡門川町大字川内 4298   | 平成24年 7 月 5 日 |
|                 | 代 表 者      | 安 田 茂 明               | 猪 倉 照 央            |               |
| 自由民主党都農町支部      | 主たる事務所の所在地 | 児湯郡都農町大字川北 1 3208     | 児湯郡都農町大字川北71 85- 2 | 平成24年 7 月 5 日 |
|                 | 代 表 者      | 三 輪 博 文               | 黒 木 誠              |               |
|                 | 会 計 責 任 者  | 三 輪 浩 一               | 佐 藤 敏 夫            |               |
| 自由民主党宮崎県宅建支部    | 代 表 者      | 前 村 幸 夫               | 小 倉 和 彦            | 平成24年 7 月10日  |
|                 | 会 計 責 任 者  | 太 崎 隆                 | 肥 田 良 明            |               |

○その他の政治団体

| 政治団体の名称       | 異 動 事 項    | 異 動 後              | 異 動 前           | 届出年月日         |
|---------------|------------|--------------------|-----------------|---------------|
| 俊輔みらいの会       | 主たる事務所の所在地 | 宮崎市松山 1 丁目 4 番24 号 | 宮崎市大工 3 丁目 346  | 平成24年 6 月 4 日 |
|               | 会 計 責 任 者  | 武 井 京 子            | 児 玉 健 作         |               |
| 高砂有一後援会       | 代 表 者      | 高 砂 有 一            | 祝 園 重 人         | 平成24年 6 月 5 日 |
| 安竹ひろし後援会      | 会 計 責 任 者  | 長 友 隆              | 大 野 哲 雄         | 平成24年 6 月 8 日 |
| 全国林業政治連盟宮崎県支部 | 代 表 者      | 黒 木 由 典            | 坂 東 和 生         | 平成24年 6 月14日  |
| 延岡地区建設業政治連盟   | 会 計 責 任 者  | 甲 斐 睦 央            | 和 田 筆 敏         | 平成24年 6 月22日  |
| 河野安幸後援会       | 主たる事務所の所在地 | 宮崎市清武町今泉甲4606 番地   | 宮崎市清武町船引2163 番地 | 平成24年 6 月27日  |

|               |               |             |             |            |
|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|
|               | 代 表 者         | 河 野 安 幸     | 山 田 和 弘     |            |
|               | 会 計 責 任 者     | 河 野 和 夫     | 松 元 紀 年     |            |
| 宮崎県水落敏栄後援会    | 代 表 者         | 藤 安 澄 夫     | 湯 地 敏 郎     | 平成24年7月3日  |
| 日本遺族政治連盟宮崎県本部 | 代 表 者         | 藤 安 澄 夫     | 湯 地 敏 郎     | 平成24年7月3日  |
| 宮崎維新の会        | 政 治 団 体 の 名 称 | 宮 崎 維 新 の 会 | 日 向 維 新 の 会 | 平成24年7月6日  |
| 宮崎県不動産政治連盟    | 代 表 者         | 前 村 幸 夫     | 小 倉 和 彦     | 平成24年7月10日 |
|               | 会 計 責 任 者     | 太 崎 隆       | 肥 田 良 明     |            |

3 解散届

○その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日      |
|----------|---------|----------|----------------------|------------|
| 長友昭三郎後援会 | 西 正 明   | 徳 地 隆 一  | 日南市大字東弁分甲 841        | 平成24年6月5日  |
| 河野国夫後援会  | 日 高 勝   | 日 高 禎 治  | 児湯郡新富町大字下富田2705-3    | 平成24年6月5日  |
| 高砂有一後援会  | 高 砂 有 一 | 金 丸 重 人  | 東諸県郡国富町大字八代北俣2211    | 平成24年6月5日  |
| 河野安幸後援会  | 河 野 安 幸 | 河 野 和 夫  | 宮崎市清武町今泉甲4606番地      | 平成24年6月27日 |
| 岩切良三後援会  | 齋 藤 一 男 | 三 谷 政 弘  | 宮崎市佐土原町下田島 11522番地 3 | 平成24年7月4日  |

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年9月13日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

（ その他の政治団体 ）

政治団体の名称 長友昭三郎後援会

報告年月日 平成24年6月5日

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

|          |    |
|----------|----|
| (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額  | 0円 |
| イ 本年收入額  | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

政治団体の名称 河野国夫後援会

報告年月日 平成24年6月5日

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

|          |    |
|----------|----|
| (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額  | 0円 |
| イ 本年收入額  | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

政治団体の名称 高砂有一後援会

報告年月日 平成24年6月5日

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

|          |    |
|----------|----|
| (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額  | 0円 |
| イ 本年收入額  | 0円 |

(2) 支出総額 0円

（平成24年分）

1 収入・支出の総額

|          |    |
|----------|----|
| (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額  | 0円 |
| イ 本年收入額  | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

政治団体の名称 河野安幸後援会

報告年月日 平成24年6月27日

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

|          |            |
|----------|------------|
| (1) 収入総額 | 1,680,000円 |
| ア 前年繰越額  | 1,680,000円 |
| イ 本年收入額  | 0円         |
| (2) 支出総額 | 0円         |

（平成24年分）

1 収入・支出の総額

|          |            |
|----------|------------|
| (1) 収入総額 | 1,680,000円 |
| ア 前年繰越額  | 1,680,000円 |
| イ 本年收入額  | 0円         |
| (2) 支出総額 | 0円         |

政治団体の名称 岩切良三後援会

報告年月日 平成24年7月4日

（平成23年分）

1 収入・支出の総額

|          |    |
|----------|----|
| (1) 収入総額 | 0円 |
| ア 前年繰越額  | 0円 |
| イ 本年收入額  | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |



## 宮崎県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 9 月13日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

## 1 指定届

○その他の政治団体

| 届出者     | 公職の種類             | 資金管理団体の名称  | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地       | 届出年月日        |
|---------|-------------------|------------|---------|------------------|--------------|
| 池 田 宜 永 | 都城市長（候補者となろうとする者） | スマイルシティ研究会 | 池 田 宜 永 | 都城市若葉町92号 1 番地15 | 平成24年 7 月27日 |

## 2 異動届

○その他の政治団体

| 資金管理団体の名称 | 異 動 事 項   | 異 動 後  | 異 動 前  | 届出年月日         |
|-----------|-----------|--------|--------|---------------|
| 宮崎維新の会    | 資金管理団体の名称 | 宮崎維新の会 | 日向維新の会 | 平成24年 7 月 6 日 |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|